紀の川市中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業費補助金交付要綱

令和８年８月１０日
告示第１３５号

（趣旨）

第１条　この告示は、紀の川市補助金等交付規則（平成１７年紀の川市規則第４１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、紀の川市中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　市長は、高齢者が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域における介護サービス提供の維持及び確保を図るため、紀の川市の中山間地域の高齢者に対し、第４条に規定する介護サービスを提供する事業者（以下「補助事業者」という。）に、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第３条　この告示における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

（１）中山間地域　別表第１に定める山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定による振興山村の指定を受けた区域をいう。

（２）利用者　中山間地域に居住する者をいう。

（３）事業者　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定に基づく事業を行う法人その他の者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は除く。）をいう。

（補助対象）

第４条　補助対象となる介護サービス（以下「補助対象サービス」という。）は、紀の川市内の補助事業者が利用者に対して行う次に掲げるサービスとする。

（１）法第８条第２項に規定する訪問介護及び法第１１５条の４５第１項第１号のイに規定する第１号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）

（２）法第８条第２４項に規定する居宅介護支援及び法第１１５条の２２第１項の規定により介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者が行う法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第２に掲げる区分に応じ、同表に定める補助金額に、当該補助対象サービスの提供回数及び利用人数を乗じて得た額の合計とする。

（交付の申請）

第６条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助対象サービスの内容等を変更する場合は、あらかじめ規則第８条に規定する補助事業等変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の２０パーセント以内の減額又は軽微な変更は、この限りでない。

（２）補助対象サービスの遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助金及び補助対象サービスに係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象サービスの完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（４）市税及び県税の滞納がないこと。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

（補助金の交付の決定の通知）

第８条　市長は、第６条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象サービスが完了した場合は、規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書を補助対象サービスの完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１０条　補助金は、規則第１５条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（遂行状況の報告）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象サービス

の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（補助金の返還等）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（１）補助対象サービスが完了しないとき。

（２）補助対象サービスの実施が不適当と認められるとき。

（３）その他補助事業者がこの告示の規定に違反したとき。

（４）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第１３条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年８月１０日から施行する。

（適用区分）

２　この告示の規定は、令和８年４月１日以後に提供された補助対象サービスに係る補助金について適用する。

別表第１（第３条関係）

区域	字名
紀の川市内	上鞆渕、中鞆渕、下鞆渕、桃山町垣内、桃山町中畑、桃山町峯

別表第２（第４条関係）

区分	補助対象サービス	補助金額
区分１	訪問介護	補助対象サービスの提供１回につき１，０００円 利用者１人につき１日当たり１回を限度とする。
区分２	居宅介護支援、 介護予防支援	１回の訪問につき１，０００円 利用者１人につき１月当たり１回を限度とする。